

第1日

令和2年6月16日（火）

午前10時零分開会

○議長（堀尾俊浩君） これより令和2年第4回朝倉市議会定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から7月1日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から7月1日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

15番手嶋栄治議員

16番実藤輝夫議員

を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。

次に、表彰状の伝達を行います。

表彰状の伝達につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議時間の短縮を目的とし、本日は表彰の報告のみを行います。

全国市議会議長会から、5月27日に表彰状の贈呈が行われ、朝倉市議会からは特別表彰の「議員25年の在職表彰」として手嶋栄治議員、一般表彰の「議員15年の在職表彰」として大庭きみ子議員が表彰を受けられましたことをここに報告したいと思います。おめでとうございます。

手嶋栄治議員、大庭きみ子議員におかれましては、長きにわたり朝倉市議会議員として市政の発展と市民福祉の向上に尽くして来られましたことに敬意を表しますとともに、議会運営においても、それぞれに要職を担っていただき、御尽力いただいておりますことに改めて感謝申し上げます。このたびは、まことにありがとうございます。

御本人お二人の御配慮もあって、後で議長室のほうで表彰状をお渡ししたいと思います。

これをもちまして表彰状の伝達を終わります。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告13件、議案8件の送付を受けました。

これらを一括上程し、まず市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 提案理由の説明を申し上げます前に、少々時間を頂戴したいと思います。

去る6月14日、本市職員が逮捕されました。災害の復旧・復興に全力で取り組んでいるさなかのことであり、私自身としても大変な衝撃を受けているところです。市民の皆様、また朝倉市に御支援いただいております皆様方に心よりおわび申し上げます。

容疑事実の詳細は把握できていませんが、今後も捜査に協力し、その過程の中で事実関係を確認し、厳正に対処してまいりたいと考えております。職員逮捕という事実を重く受け止め、より一層職員の綱紀粛正を徹底し、市政に対する信頼の回復に努めてまいります。今後とも皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

さて、先ほど伝達がありましたが、全国市議会議長会より永年勤続ということで表彰を受けられました手嶋栄治議員、大庭きみ子議員、まことにおめでとうございます。今日まで朝倉市政の運営や市の発展のため、御尽力を賜り、心から感謝申し上げます。あわせて今後とも朝倉市政、住民福祉の向上のために御尽力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに、令和2年第4回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会では、報告について13件、条例の一部改正について5件、財産の取得について1件、市道路線の廃止及び認定について各1件、合計21件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第6号から報告第18号までについて説明申し上げます。

報告第6号から報告第9号までの専決処分報告につきましても、市道上の事故、交通事故及び物損事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第10号令和元年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告につきましても、災害復旧事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、小中学校のICT環境整備事業等について繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を調製し、報告申し上げるものであります。

報告第11号令和元年度朝倉市一般会計予算の事故繰越しの報告につきましても、災害復旧事業についてやむを得ず事故繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により事故繰越し繰越計算書を調製し、報告申し上げるものであります。

報告第12号令和元年度朝倉市工業用水道事業会計予算の繰越しの報告につきましても、工業用水道更新事業について繰越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告申し上げるものであります。

報告第13号から報告第18号までにつきましても、公益財団法人あまぎ水の文化村、株式会社ガマダス及び株式会社三連水車の里あさくらの令和元年度の決算及び令和2年度の事

業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第40号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第41号議案朝倉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市杷木体育センターを廃止したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第42号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第43号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者について、保険料の徴収猶予を可能としたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第44号議案朝倉市ダム対策委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、組織機構の見直しに伴い規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第45号議案財産の取得につきましては、市立小中学校学習用パソコン等を取得するため、指名競争入札により購入の相手方を定めましたが、その者から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第46号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するにあたり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第47号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長（堀尾俊浩君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、以上で、提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は6月22日の本会議において行います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は19日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時13分散会